

# 稲城市介護保険事業計画（第8期）（稲城市地域包括ケア計画） （令和3年度～令和5年度）

## 概要版

### 1 計画の基本的考え方

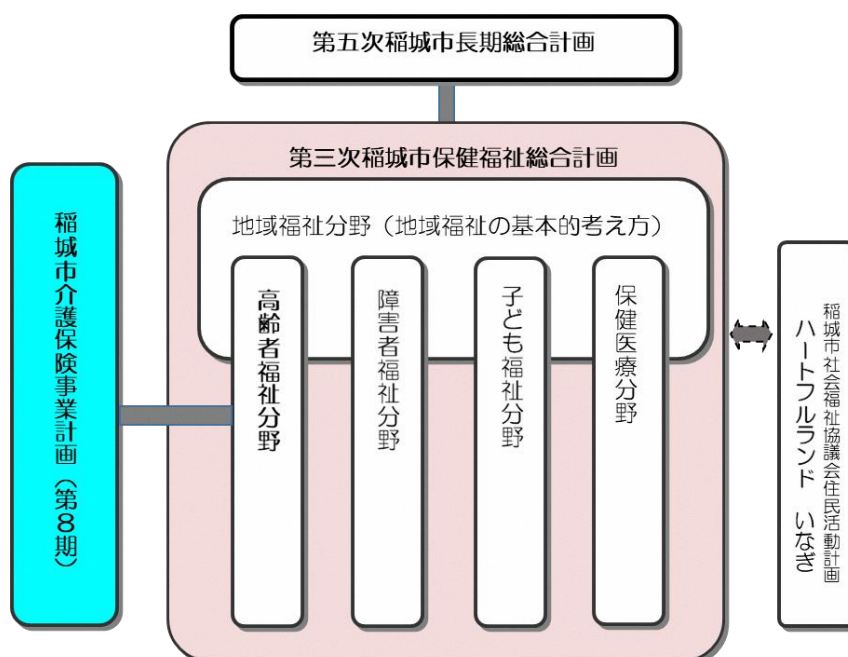
#### （1）策定の目的

- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保する基本指針を受けて策定します。
- 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正を踏まえ、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的支援体制や介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化を視野に入れた計画とします。

#### （2）計画の位置づけ

- 計画の位置づけは次のとおりです。
  - ・介護保険法第117条の「市町村介護保険事業計画」として、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために策定するもの
  - ・第7期計画の基本理念・基本目標の趣旨を継承するもの
  - ・市の将来都市像を実現するために必要な、介護のまちづくりの手法を取りまとめるもの
  - ・介護保険事業を進める上で、利用者、市民、事業者、並びに保険者である市における課題、施策等の「規範的統合」を進めるもの
- 本計画は、「第五次稲城市長期総合計画」を上位計画に、「第三次稲城市保健福祉総合計画」（高齢者福祉分野）、「稲城市医療計画」等と整合性を持つ計画とするものです。

#### 【計画の位置付け】

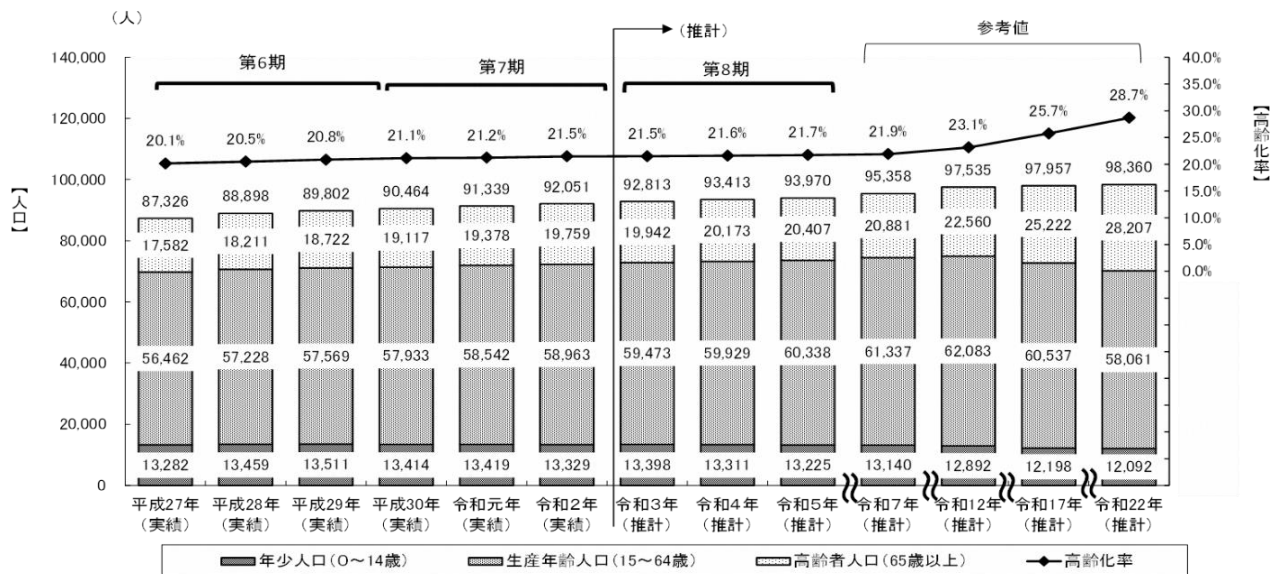


# 2 令和7年(2025年)及び令和22年(2040年)の将来像

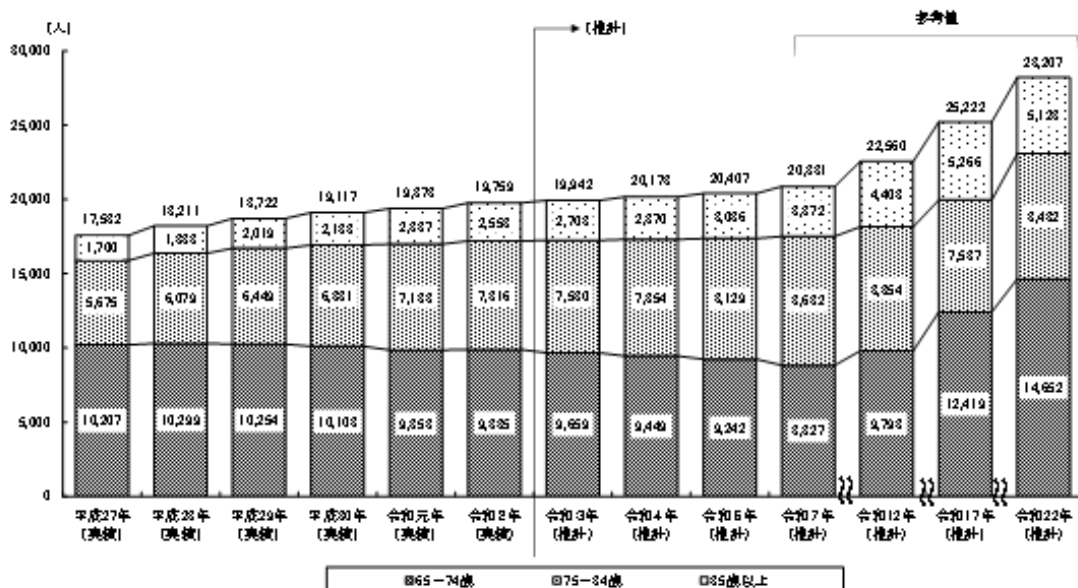
## (1) 人口及び高齢者人口

- 市の人口は令和2年(2020年)には92,051人(高齢化率21.5%)ですが、令和22年(2040年)には人口が98,360人、高齢者数は28,207人となり、高齢化率も28.7%に上昇することが予測されます。
- 今後は高齢者の高齢化が進み、後期高齢者数の増加傾向が予測されています。そのうち85歳以上の高齢者数は急激に増加し、今後20年間で2倍に増加する見込みです。
- 年少人口は平成29年(2017年)をピークに減少し、生産年齢人口は、令和12年(2030年)をピークに減少することが予測されます。

【高齢者人口の推移と将来の見込み】



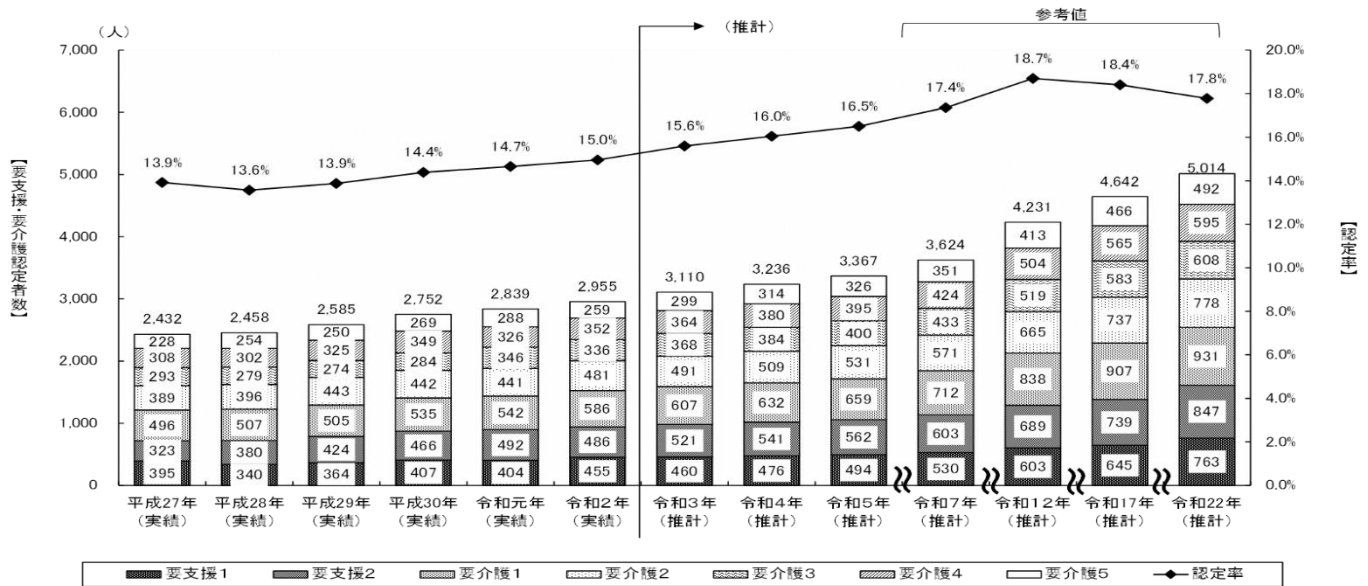
【高齢者(3区分別)人口の推移と将来の見込み】



### (3) 要支援・要介護認定者数

○ 市の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）も増加傾向にあり、令和2年（2020年）は2,955人となりました。今後、令和7年（2025年）には3,624人、令和22年（2040年）には5,014人になるものと予測されます。

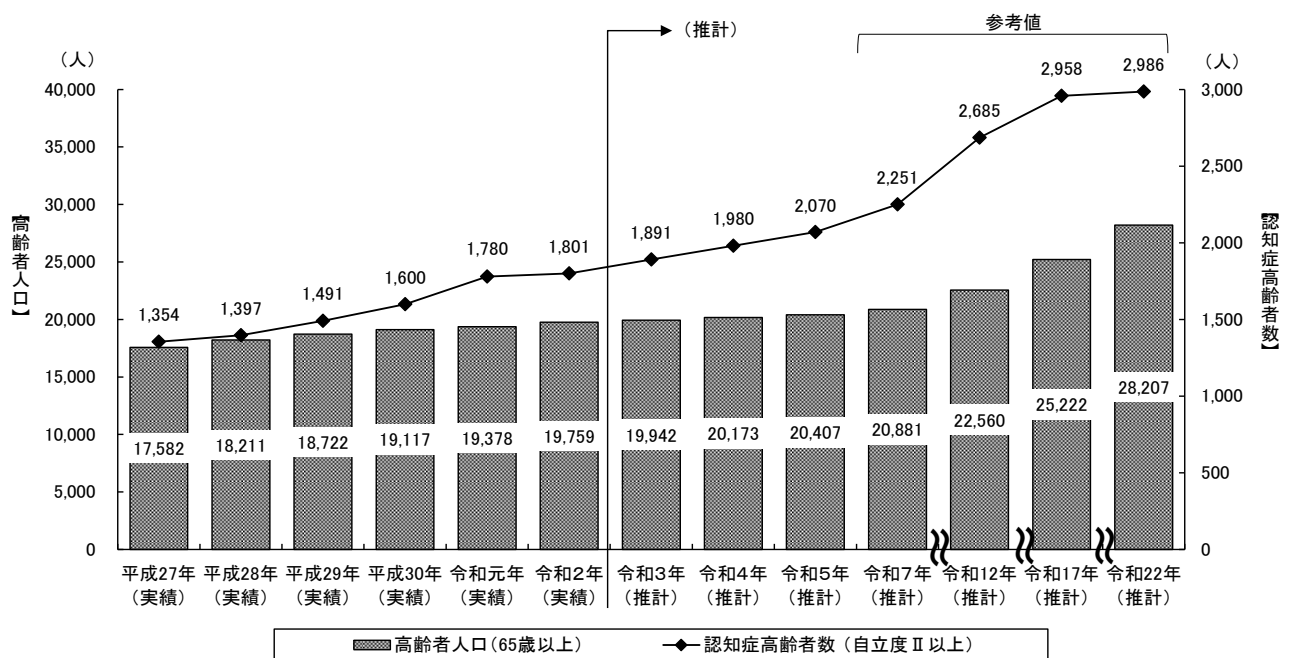
【要支援・要介護認定者数の推移と将来の見込み】



### (4) 認知症高齢者数

○ 市の認知症高齢者数は、令和2年（2020年）の1,801人から、令和7年（2025年）には2,251人、さらに令和22年（2040年）には2,986人と、およそ1.7倍になることが予測されます。

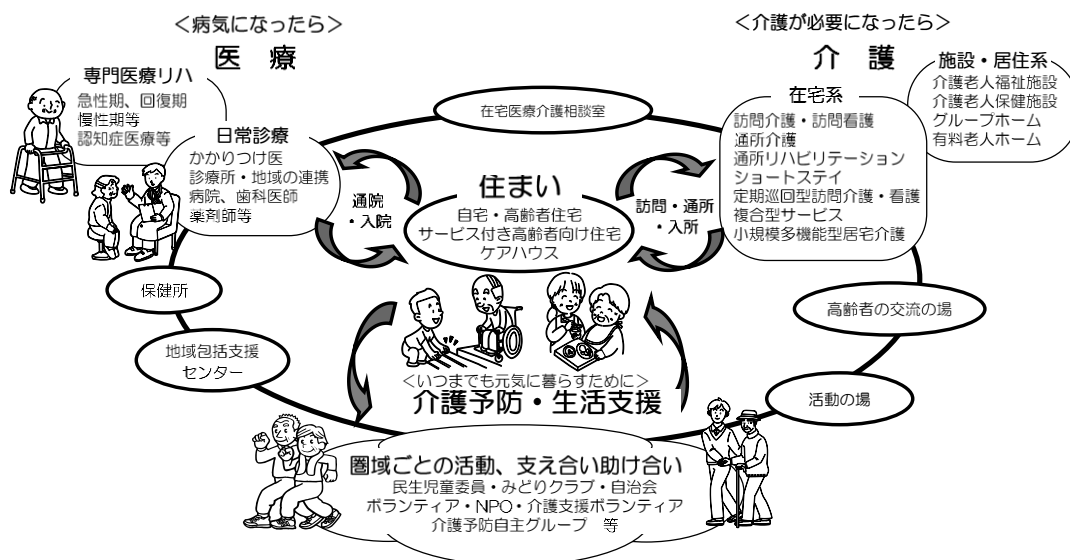
【認知症高齢者数の推移と将来の見込み】



### 3 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する考え方及び地域共生社会の実現に向けた展望

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に関する考え方

- 市では、団塊の世代が75歳以上になる令和7年（2025年）に向けて、医療や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を進め、「自立支援・重度化防止」に向けた取組みを講じるとともにPDCAサイクルに沿った計画の推進を図ります。
- 施策・事業については、地域包括支援センターとも連携し、日常生活圏域や身近な10地区の活動へと展開させることにより、地域の隅々にまで、地域包括ケアシステムの考え方と活動の浸透を目指し、住民や関係機関が主体となって、最期まで住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指します。

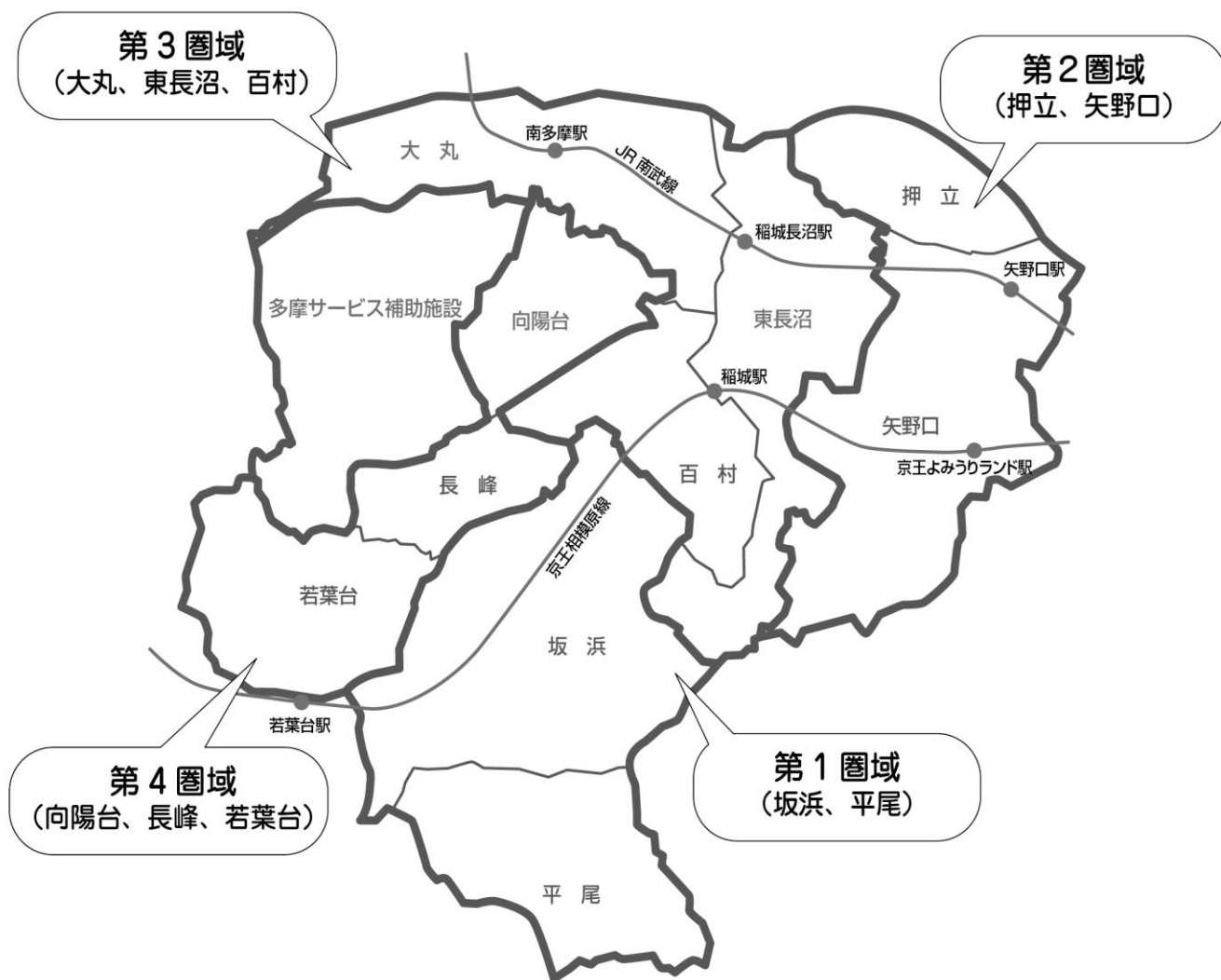


#### (2) 地域共生社会の実現に向けた展望

- 「地域共生社会」とは、高齢者、障害者、子ども等すべての人々が、暮らしと生きがいとともに創り、高め合うことができる社会であり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域住民が役割を持ち、支え合い、活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉サービス等とも協働して助け合い暮らすことのできる仕組みを構築していくものです。
- 市では、介護保険制度という「共助」のシステムに、いち早く介護支援ボランティア制度等の「自助」「互助」の考えを取り入れ住民主体や専門職による多職種連携の事業を進めてきました。今後の地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、介護保険制度にとどまらず、障害者福祉や子ども・子育て支援等の施策との連携も強化し、本計画が将来的に目指す地域共生社会の実現にむけて、重層的な地域支援体制の仕組みと重ね合わせていくことを目指します。

## 4 日常生活圏域

- 日常生活圏域は、地域包括ケアシステムの基礎となるエリアであり、要介護高齢者等が住み慣れた地域でサービスを受けることができるエリアです。
- 日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して4圏域としています。



□日常生活圏域の概況

圏域	地区名	人口	高齢者人口	高齢化率
第1圏域	坂浜・平尾	15,200 人	4,449 人	29.3%
第2圏域	押立・矢野口	22,116 人	4,318 人	19.5%
第3圏域	大丸・東長沼・百村	29,370 人	5,794 人	19.7%
第4圏域	向陽台・長峰・若葉台	25,365 人	5,198 人	20.5%

令和2年 10月1日現在

# 5 地域包括ケアシステムの深化・推進

## (1) 地域支援事業の展開

### ① 支え合う地域づくり（生活支援体制整備事業）

#### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

閉じこもりがちな高齢者も含め、高齢者全体を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。さらに、支え合いの主体の多様化を進め、地域共生社会の実現に努めます。

#### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 閉じこもりがちな高齢者の実態把握
- ◆ 高齢者の生活に関わる企業等や多世代交流の実態の把握
- ◆ 協議体等での議論

#### 【第8期の対応策】

- ◆ 通いの場支援補助金の交付
- ◆ 集える場所の確保
- ◆ イベントを通じた支え合い活動の活性化
- ◆ 支え合いの担い手の確保、活躍の場の発掘
- ◆ 生活支援サービスの継続

#### 【成果指標】

元気高齢者の「主観的幸福感」や「主観的健康観」、各「虚弱リスク」、「外出頻度や友人・知人との面会頻度」等

### ② 元気な高齢者の健康の維持（一般介護予防事業）

#### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

閉じこもりがちな高齢者に介護予防の重要性や必要性を紹介します。また、地域活動への参加や健康習慣を持つことを提案し、これらが無い場合は一般介護予防事業を活用できるように、これらがある場合は健康習慣等を維持できるよう支援します。

#### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 協議体連絡会における議論
- ◆ 健診結果等を踏まえた地域課題の抽出



#### 【第8期の対応策】

- ◆ 各一般介護予防事業に適した対象者像に沿った案内
- ◆ 地域介護予防活動支援事業の充実
- ◆ 介護予防講座の継続・拡充
- ◆ 自主グループの支援
- ◆ 保健事業との一体的実施
- ◆ 元気な高齢者が集う機会を活かした働きかけ

#### 【成果指標】

元気高齢者の「主観的幸福感」や「主観的健康観」、各「虚弱リスク」、「外出頻度や友人・知人との面会頻度」等



### ③ 支援が必要になってきた高齢者の自立支援（介護予防・生活支援サービス事業）

#### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

閉じこもりがちな高齢者や支援が必要な高齢者をより把握し、介護予防・生活サービス支援事業を必要とする高齢者が利用できることを目指します。また、健康習慣の獲得を支援し、サービスの介護予防の効果がさらに高まることを目指します。

#### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 地域ケア個別会議（自立支援型）
- ◆ 地域ケア推進会議の開催



#### 【第8期の対応策】

##### プランナー・サービス提供事業者向け

- ◆ 専門職によるプランナー向け勉強会
- ◆ サービス提供の現場への訪問による支援
- ◆ サービスCの成功事例の共有

##### 市民向け

- ◆ サービスCを紹介するパンフレットの作成、配布
- ◆ 成功事例の動画等作成
- ◆ 改善した本人や事業所による市民向け説明会

#### 【成果指標】

元気高齢者及び要支援者の「主観的幸福感」や「主観的健康観」、各「虚弱リスク」、「外出頻度や友人・知人との面会頻度」等

### ④ 地域包括支援センターの機能強化

#### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

閉じこもりがちの高齢者の把握に努めます。また、市内の医療・介護の関係機関以外との連携をさらに進めます。ケアマネジャーに自立支援や介護予防、重度化防止の視点の必要性や可能性を示します。

#### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 地域包括支援センター連絡会による議論
- ◆ 地域ケア推進会議の開催
- ◆ ケアプラン検討会等を活用したケアマネジャーの現状把握
- ◆ 評価指標に基づく自己評価

#### 【第8期の対応策】

- ◆ 人員配置の充実
- ◆ 地域包括支援センターごとの運営方針の提示
- ◆ 「断らない相談」の継続
- ◆ ケアマネジャー向け研修の開催
- ◆ 地域ケア推進会議の開催
- ◆ 地域ケア個別会議（自立支援型）の開催
- ◆ 介護に取り組む家族等への支援

#### 【成果指標】

毎年度、実施する地域包括支援センター評価指標や保険者機能強化推進交付金の評価指標

## ⑤ 総合的な認知症施策の推進（認知症総合支援事業）

### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

認知症の人が望む生活状態が送れる地域づくりを目指します。特に認知症初期の人の声を聴き、早期に発見した場合に有効に対応できる体制を整えます。

### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 認知症施策担当者連絡会
- ◆ 認知症施策連絡会



### 【第8期の対応策】

- ◆ 軽度認知症の人の生活に役立つ知恵に関する冊子の作成
- ◆ 認知症カフェの継続、拡充
- ◆ 地域介護予防活動支援事業の充実
- ◆ 認知症初期集中支援チームによる訪問支援
- ◆ 認知症疾患医療センターとの連携
- ◆ 認知症ケアパスの更新と活用
- ◆ 若年性認知症の人の支援

### 【成果指標】

元気高齢者のうち認知機能にリスクがある人の「主観的幸福感」、「外出頻度」や「友人・知人との面会頻度」、「認知症のご本人やご家族の生活安寧指標」

## ⑥ 在宅医療と介護との連携の推進（在宅医療・介護連携推進事業）

### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

在宅医療が必要な状態になった場合に、ケアマネジャーやかかりつけ医が円滑に在宅医を紹介できることを目指し、支援します。

### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 稲城市在宅医療・介護連携推進協議会の開催
- ◆ 稲城市在宅医療介護連携マップの更新
- ◆ 研修検討部会の開催
- ◆ いなぎ在宅医療介護相談室による相談対応
- ◆ 二次保健医療圏担当者情報交換会への参加

### 【第8期の対応策】

- ◆ 在宅医療を紹介するパンフレットの作成を通じた連携の推進
- ◆ 多職種連携研修、専門職研修
- ◆ 市民向け講演会やシンポジウム
- ◆ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- ◆ 市在宅医療支援病床確保事業

### 【成果指標】

市民向け講演会にて「いざというとき、利用/検討しようと思う」人の数  
在宅医療を利用する世帯におけるACP「詳しく話し合っている」の割合 等



## ⑦ 高齢者の居住安定に係る施策との連携（多様な住まいや施設の確保）

### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

医療や介護が必要な状態になっても、それぞれの生活のニーズに合った住まいが住み慣れた地域にできることを目指します。

### 【現状分析・課題抽出・施策立案】

- ◆ 市高齢者施設長会での現状把握
- ◆ 事業者連絡会等での現状把握

### 【第8期の対応策】

- ◆ 認知症高齢者グループホーム 2か所整備
- ◆ （看護）小規模多機能型居宅介護  
1か所整備

## (2) 自立支援・介護予防・重度化防止に関する取組みと目標

### ① 閉じこもりがちな高齢者の把握と支援

#### 【現状と課題】

- ◆ 地域活動に参加せず、虚弱リスクがある高齢者は地域活動に参加しないことも多く、情報が届きにくい上に、ニーズを把握できず、支援につながりづらい。

#### 【第8期における具体的な取組み】

- ◆ 75歳以上の単身世帯等に対し、民生・児童委員がアンケートを配布し、虚弱リスクや健康習慣の有無、生活課題等を把握。
- ◆ アンケートの回答がない世帯を地域包括支援センターが訪問。
- ◆ 後期高齢者医療制度の保健事業の健診データ等を活用し、高齢者の健康状態を把握。
- ◆ これら把握した情報を活用し、必要な支援につなぐ。

#### 【目標の評価方法と時点】

定期的に、リスク等を把握した高齢者の数、サービスや講座等を案内した割合、さらにサービスや講座等の利用に結び付いた高齢者の数を確認します。



## ② 要支援高齢者の状態の改善

### 【現状と課題】

- ◆ サービスC等の利用により状態が改善しやすい高齢者からの相談がほとんどない。利用した高齢者の状態が改善する事例を生んで成功事例を共有して広げることが進まない。

### 【第8期における具体的な取組み】

令和3年度	地域ケア個別会議を開催。成功事例を複数見出す。
令和4年度	成功事例を共有する報告会を開催。事例の動画等を作成。
令和5年度	市民に対する報告会を開催。動画等をホームページに掲載。

### 【目標の評価方法と時点】

毎年度末、サービスCを利用した高齢者の虚弱リスクの改善を確認し、サービスCの利用人数、サービス提供機関とプラン作成者、利用期間、サービス提供前後の虚弱リスクを把握します。

## ③ 認知症になっても安心できるまちづくり

### 【現状と課題】

- ◆ 認知症の早期発見をさらに進めたとしても、相談できる場所や通う場あるいは発症に気づいた場合に行うべく術が乏しい。

### 【第8期における具体的な取組み】

令和3年度	軽度認知症の人の生活に役立つ知恵を収集し、冊子案を作成 市内4か所の通いの場で、もの忘れミニ講座等を試行的に実施
令和4年度	冊子配布。もの忘れミニ講座等を開催。
令和5年度	新たに認知症カフェを1か所設置。

### 【目標の評価方法と時点】

毎年度末、地域介護予防活動支援事業の4か所の通いの場等で受けたもの忘れ等の認知症に関する相談件数や内容、人数等を確認し、把握します。



## 6 権利擁護・見守りネットワークの推進

### (1) 介護に取り組む家族等への支援の充実

#### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

介護する家族が介護離職に至らないように、適切なサービスを使い、負担を軽減できるように支援します。また、介護する家族が、孤立しないよう支援します。

#### 【第8期の対応策の実施】

- 介護離職を防ぐための家族向け相談会の実施
- 高齢者見守りネットワークの協定締結事業所の紹介
- ケアマネジャー対象の仕事と介護の両立支援に関する研修
- 家族会への協力、支援
- 家族交流会、介護者の集いの継続



### (2) 高齢者の権利を守るためのネットワークの構築・高齢者虐待の防止

#### 【第8期の目標（めざすべき姿）】

権利擁護を必要とする高齢者の把握に努めるとともに、必要な権利擁護が円滑に提供できる体制づくりを目指します。特に認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制づくりに努めます。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。

#### 【第8期の対応策の実施】

- 高齢者見守りネットワーク事業の推進
- 認知症の普及啓発
- チームオレンジの育成
- 成年後見制度に関する説明会
- 権利擁護が必要な高齢者に対する支援
- 高齢者虐待対応研修
- 成年後見制度利用の市長申立て
- 市民後見人の育成・支援



# 7 介護保険事業の展開

## (1) 介護保険総費用の推計

- 本計画では、国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計ツールを用い、市が推計した保険者数及び要介護認定者数から、施設・居住系サービスの利用人数の見込み、居宅サービスの利用人数及び利用量の見込みを行い、介護保険総費用を推計しました。
- その結果、標準給付費は3年間で約153.7億円、地域支援事業費は3年間で約11.8億円を見込んでいます。

### 【標準給付費】

(単位:円)

区分	第8期				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
標準給付費見込額	15,370,349,675	4,863,077,674	5,105,160,303	5,402,111,698	5,835,206,783
総給付費	14,608,996,000	4,621,406,000	4,855,696,000	5,131,894,000	5,526,799,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	245,221,349	85,415,259	78,768,125	81,037,965	86,721,983
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	420,399,512	130,127,684	139,126,548	151,145,280	165,527,293
高額医療合算介護サービス費等給付額	78,190,150	20,704,537	25,666,850	31,818,763	48,842,177
審査支払手数料	17,542,664	5,424,194	5,902,780	6,215,690	7,316,330

### 【地域支援事業費】

(単位:円)

区分	第8期				令和7年度
	合計	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域支援事業費	1,182,455,041	378,198,808	398,704,405	405,551,828	424,716,006
介護予防・日常生活支援総合事業費	732,324,041	233,352,808	247,303,405	251,667,828	267,839,166
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	327,882,000	104,685,000	110,543,000	112,654,000	115,317,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	122,249,000	40,161,000	40,858,000	41,230,000	41,559,840

## (2) 第1号保険料の設定

- 「保険料収納必要額」を算出したところ、3年間で約44.3億円となり、月額では5,942円となりました。
- ここから、「介護給付費準備基金」を取り崩した結果、第8期の基準保険料額(第5段階)は5,400円(月額)となりました。
- 第8期基準保険料額は、第7期の5,200円より200円増となっています。

### (3) 所得段階別の第1号介護保険料

○ 市では所得段階の多段階化により、第7期に続き、保険料段階を12段階に定めています。保険料段階別の第1号介護保険料の年額と月額下表のとおりとなっています。

【所得段階別の保険料】

段階	段階の説明	基準額 に対する 割合	年額	月額
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方</li> <li>・生活保護の受給者</li> <li>・中国残留邦人等支援給付の受給者</li> <li>・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額(※1) + 課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	0.263	※2 17,000円	1,410円
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円以下の方</li> </ul>	0.443	※3 28,700円	2,390円
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人及び世帯全員が住民税非課税であって、第1段階、第2段階以外の方</li> </ul>	0.644	※4 41,700円	3,470円
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方</li> </ul>	0.831	53,800円	4,480円
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方</li> </ul>	1.00	64,800円	5,400円
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方</li> </ul>	1.20	77,700円	6,470円
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> </ul>	1.30	84,200円	7,010円
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> </ul>	1.50	97,200円	8,100円
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の方</li> </ul>	1.70	110,100円	9,170円
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上500万円未満の方</li> </ul>	1.80	116,600円	9,710円
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の方</li> </ul>	1.90	123,100円	10,250円
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方</li> </ul>	2.00	129,600円	10,800円

※1 合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額(収入から必要経費等を控除した額)から、譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額

※2 公費による負担軽減後の額。軽減前の年額は29,900円。

※3 公費による負担軽減後の額。軽減前の年額は44,900円。

※4 公費による負担軽減後の額。軽減前の年額は44,900円。



#### (4) 保険料の使いみちの内訳（7期計画との比較）

○ 保険料の使いみちを月額換算した内訳は次の通りです。本計画の給付費が、介護保険料にどのように寄与しているかを示しています。

【保険料の使いみち（月額）】

保険料構造(月額換算相当)					
区 分	第7期		第8期		増減(円)
	A金額(円)	内訳(%)	B金額(円)	内訳(%)	
標準給付費	4,601	78.8%	4,814	81.0%	213
介護給付費	4,245	72.7%	4,384	73.8%	139
予防給付費	115	2.0%	192	3.2%	77
高額・介護医療合算サービス費	125	2.1%	156	2.6%	31
特定入所者サービス費	111	1.9%	77	1.3%	-34
審査手数料	5	0.1%	5	0.1%	0
地域支援事業費	430	7.4%	370	6.2%	-60
調整交付金調整額(5%の不足分の負担)	805	13.8%	857	14.4%	52
保険者機能強化推進交付金等			-99	-1.6%	-99
保険料必要額計	5,836	100.0%	5,942	100.0%	106
保険料収納率		95.5%		96.5%	
介護準備基金取り崩し額	-636		-542		94
保険料基準額(月額)	5,200		5,400		200

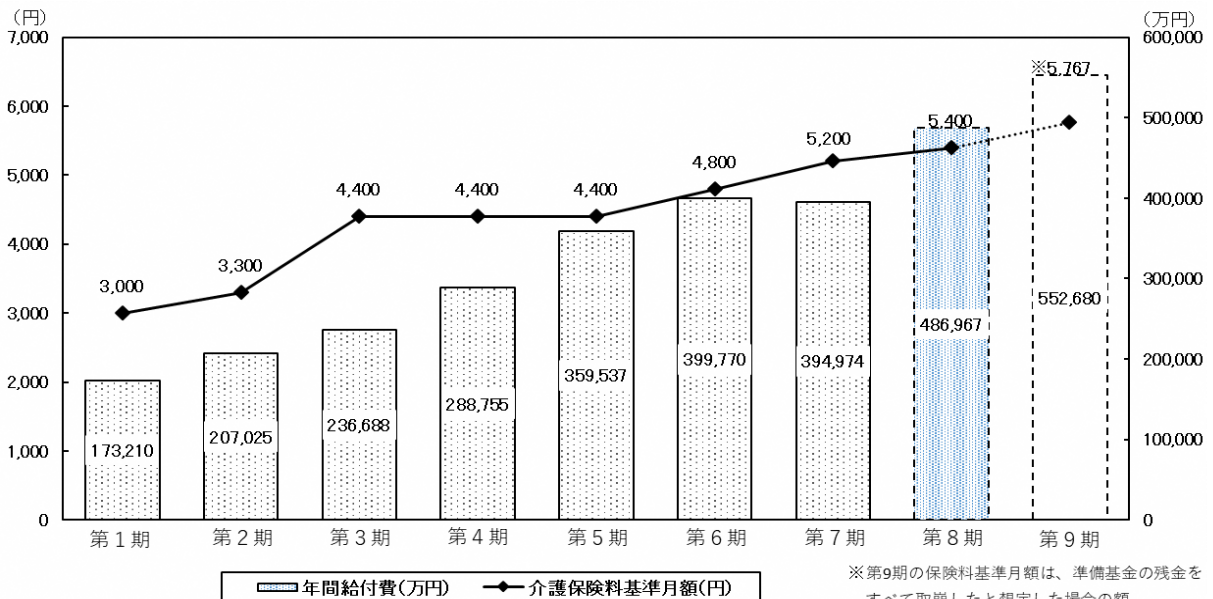
※内訳(%)は保険料必要額に占める割合です

※月額換算は四捨五入のため標準給付費と地域支援事業費、調整交付金調整額の計と合わないことがあります

#### (5) 給付費と介護保険料の推移と展望

○ 第1期計画からの給付費と介護保険料基準月額の推移をみると、ともに増加傾向となっています。給付費は第1期から第7期には約2.3倍に、介護保険料基準月額は第1期の3,000円から第7期の5,200円と約1.3倍になっています。今後も給付費の伸びに伴い、介護保険料基準額も伸びることが見込まれています。

【給付費と介護保険料基準月額の推移】



## 8 介護保険制度の円滑運営のために（保険者機能の強化）

○ 介護保険制度の円滑運営のために、市では次のような施策を通して、保険者機能の強化を図ります。

（1）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用

（2）介護保険料の上昇抑制

（3）保険料納付環境の整備

（4）低所得者への配慮

- ①保険料の配慮                      ②サービス利用料での配慮



（5）介護人材の確保・育成・定着支援及び資質の向上

- ①介護労働実態調査（全国調査・令和元年）の結果  
②事業所支援（働く環境整備、介護従事者の生活支援、マネジメント力の向上等）  
③元気高齢者等も含めた生活支援の担い手等の育成

（6）介護給付の適正化の取組みと目標（適正化計画）

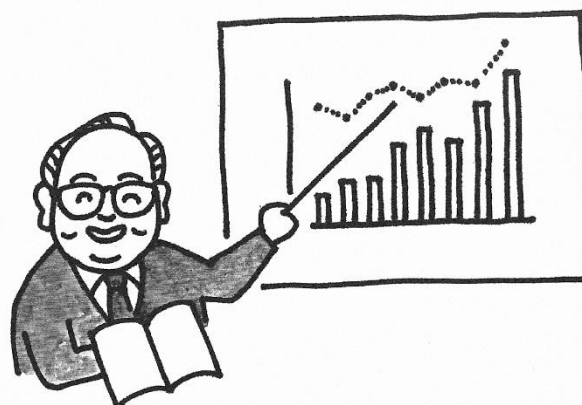
- ①要介護認定の適正化                      ②ケアプランの点検  
③住宅改修・福祉用具点検                      ④縦覧点検・医療情報との突合  
⑤給付費通知                      ⑥給付実績の活用

（7）介護保険サービス事業者実地指導

（8）介護サービス相談員派遣等事業

（9）業務の効率化、情報化の推進

- ①介護文書の負担軽減のための簡素化                      ②認定調査員等の資質の向上  
③ICTの導入支援



## 9 施策の総合的な推進

---

- 施策を総合的に推進するため、市は連携体制の強化、進行管理と評価を実施するとともに、防災や感染症対策への幅広い方策を講じていきます。

### (1) 行政組織・関係機関における連携体制の強化

- ・地域包括支援センターを中心としつつ、関係機関と幅広く連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築に関する各種施策を総合的かつ効果的に推進します。

### (2) 計画の進行管理と評価（PDCAサイクルでの推進）

- ・定期的に事業の進捗状況の点検や課題の分析を行い、その評価について介護保険運営協議会等に報告します。

### (3) 災害及び感染症等健康危機への対応

- ・介護事業所等と連携して防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施します。



---

稲城市介護保険事業計画（第8期）（稲城市地域包括ケア計画）

概要版

発行日 令和3年（2021年）3月

発行 稲城市

編集 稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601

東京都稲城市東長沼2111番地

TEL 042-378-2111

FAX 042-378-5677

---